［リ～ヲ　略］

四　五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ・ロ　略］

ハ　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

六、一〇五MHz又は六、二六五MHz

［ニ・ホ　略］

ヘ　送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が次に掲げる値以下であること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・六二五ミリワット

［ト　略］

チ　最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・〇七八一二五ミリワット

リ　最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・六二五ミリワット

ヌ　隣接チャネル漏えい電力等は、次のとおりであること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から三二〇MHz離れた周波数の（±）一六〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

ル　最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備であつて親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下このルにおいて同じ。）から

四　［リ～ヲ　同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

［ニ・ホ　同上］

ヘ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

［ト　同上］

チ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

リ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

ヌ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

［新設］